

## 1-3 障がい児を対象としたサービス

障害児通所支援を利用する保護者は、市の窓口申請し、面接又はサービス等利用計画書の作成を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。

### ■「児童福祉法」による障がい児を対象としたサービスの概要

#### ■障害児施設

障害種別で分かれていた障害児施設は、通所による支援（「障害児通所支援（児童発達支援等）」）、入所による支援（「障害児入所支援（障害児入所施設）」）の2つに大別されています。

#### ■居宅サービスと通所サービスの一体的利用

通所サービスの実施主体が平成24年より市区町村に移行されたことにより、居宅サービスと通所サービスが一体的に利用できます。

#### ■放課後等デイサービス

就学している障がい児が放課後等に児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練又は社会との交流の促進を行います。

#### ■保育所等訪問支援

保育所、乳児院、児童養護施設で集団生活を営む障がい児を対象に、その施設を訪問し、集団生活へ適応するための専門的な支援等を行います。

#### ■在園期間の延長措置の見直し

18歳以上の障害児施設入所者には、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスが提供されます。現に入所している方が退所させられないよう配慮されます。

■市区町村・都道府県における障がい児を対象としたサービス

市区町村

|         |             |   |
|---------|-------------|---|
| 障害児通所支援 | 児童発達支援      | 児童福祉施設として位置付けられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に大別されます。<br>様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられます。<br>①児童発達支援センター/医療型児童発達支援センター   |
|         | 医療型児童発達支援   | 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障がい児や家族への支援」、「地域の障がい児を預かる施設に対する支援」等の地域支援を実施します。医療提供の有無によって、「児童発達支援センター」と「医療型児童発達支援センター」に分かれます。<br>②児童発達支援事業<br>通所利用の未就学の障がい児に対する支援を行う身近な療育の場です。 |
|         | 居宅訪問型児童発達支援 | 障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。   |
|         | 放課後等デイサービス  | 就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。<br>学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。  |
|         | 保育所等訪問支援    | 保育所等を現在利用中又は今後利用する予定の障がい児又は乳児院・児童養護施設に入所している障がい児に対して、訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。  |

都道府県

|         |            |   |
|---------|------------|---|
| 障害児入所支援 | 福祉型障害児入所施設 | 従来の障害種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障害以外の障害を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援を提供します。<br>また、医療型は、このほか医療も提供します。  |
|         | 医療型障害児入所施設 | 18歳以上の障害児施設入所者には、自立(地域生活への移行等)を目指した支援を提供します。<br>※ 重症心身障害児施設は、重症心身障害の特性を踏まえ児者一貫した支援の継続を可能とします。<br>※ 現に入所していた方が退所させられないように配慮されます。<br>また、引き続き、入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、20歳に達するまで利用することができます。 |

## 1-4 相談支援

障がい者(児)や障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う方等からの相談に応じ、必要な情報提供を行うとともに、協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。

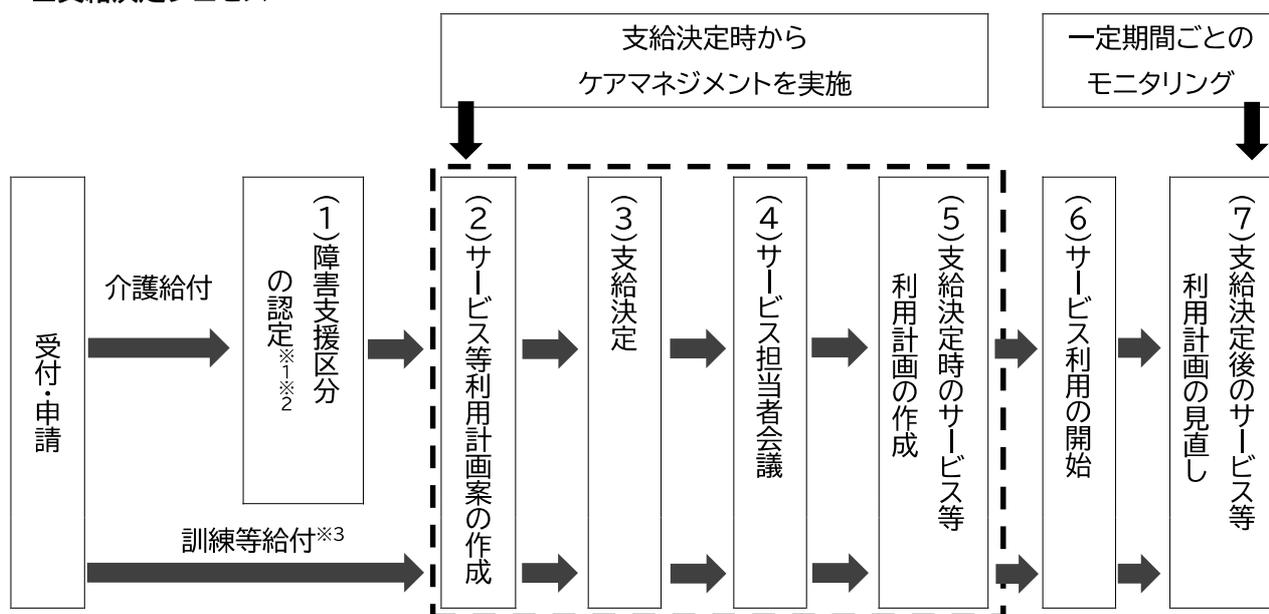
| 事業名            | 内容   |
|----------------|--|
| <p>計画相談支援</p>  | <p>●サービス利用支援<br/>           障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。</p> <p>●継続サービス利用支援<br/>           支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。</p>                     |
| <p>地域相談支援</p>  | <p>●地域移行支援<br/>           障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がい者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。</p> <p>●地域定着支援<br/>           居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。</p> |
| <p>障害児相談支援</p> | <p>●障がい児支援利用援助<br/>           障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障がい児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障がい児支援利用計画の作成を行います。</p> <p>●継続障がい児支援利用援助<br/>           支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。</p>                 |

## 1-6 利用の手続

### ■サービス利用までの流れ

- (1) サービスの利用を希望する方は、市の窓口申請し障害支援区分の認定を受けます。
- (2) 市は、サービスの利用の申請をした方(利用者)に、「指定特定相談支援事業者」が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求めます。利用者は「サービス等利用計画案」を「指定特定相談支援事業者」で作成し、市に提出します。
- (3) 市は、提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定します。
- (4) 「指定特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催します。
- (5) サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。
- (6) サービス利用が開始されます。

### ■支給決定プロセス



※1同行援護の利用申請の場合、はじめに同行援護アセスメント票によるアセスメントを行います。本人の心身の状況により、(1)が必要かどうか判断し、必要がないと判断された場合は(2)の手続に進みます。

※2障がい児については、障害支援区分の認定は行いません。

※3共同生活援助の利用申請のうち、一定の場合は障害支援区分の認定が必要です。

### ■サービス利用に関する留意事項

1. 障がい児については、居宅サービスの利用にあたっては、障害者総合支援法に基づく「指定特定相談支援事業者」が「サービス等利用計画案」を作成し、通所サービスの利用にあたっては、児童福祉法に基づく「指定障がい児相談支援事業者」が「障がい児支援利用計画案」を作成します。
2. 障がい児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため障がい児支援利用計画の作成は必要ありません。
3. 平成27年度から、障害福祉サービスや障害児通所支援等を利用する際は、サービス等利用計画(障がい児支援利用計画)の作成は必須となりました。
4. 指定特定相談支援事業者が身近な地域にいない場合等、それ以外の方が作成したサービス等利用計画案(セルフプラン)を提出することもできます。

■障がい児の利用者負担(20歳未満の入所施設利用者を含む。)

1)月ごとの利用者負担には上限があります。

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

| 区分   | 世帯の収入状況                       |                  | 負担上限月額  |
|------|-------------------------------|------------------|---------|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯                      |                  | 0円      |
| 低所得  | 市区町村民税非課税世帯                   |                  | 0円      |
| 一般1  | 市区町村民税課税世帯<br>(所得割 28万円(注)未満) | 通所施設、ホームヘルプ利用の場合 | 4,600円  |
|      |                               | 入所施設利用の場合        | 9,300円  |
| 一般2  | 上記以外                          |                  | 37,200円 |

(注)収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

| 種別                                | 世帯の範囲             |
|-----------------------------------|-------------------|
| 18歳以上の障がい者<br>(施設に入所する18、19歳を除く。) | 障がいのある方とその配偶者     |
| 障がい児<br>(施設に入所する18、19歳を含む。)       | 保護者の属する住民基本台帳での世帯 |

2)医療型障害児入所施設を利用する場合、医療費と食費の減免があります。(詳しくはお問い合わせください。)

5)福祉型障害児入所支援施設を利用する場合、食費の減免があります。(詳しくはお問い合わせください。)

6)障害児通所支援<児童発達支援、医療型児童発達支援>を利用する場合、食費の負担が軽減されます。(詳しくはお問い合わせください。)

## 【就学前の児童発達支援等の無償化について】

### ・国制度(令和元年10月～)

#### 対象者

幼稚園、保育所等と児童発達支援の両方を利用する者で、3歳になって初めての4月1日から小学校入学前までの者

#### 対象サービス

児童発達支援(居宅訪問型・医療型含む。)、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

#### 手続

不要

### ・都制度(令和5年10月～)

#### 対象者

0～2歳(3歳になって初めての3月31日までの間にある者を含む。)の第2子以降の者

#### 対象サービス

児童発達支援(居宅訪問型・医療型含む。)、保育所等訪問支援

#### 手続

事前に東京都へ申請が必要です。詳細は東京都福祉局のホームページを御覧ください。

※国制度も都制度も食費等の実費負担は対象外

## ■高額障害福祉サービス費(世帯単位の軽減措置)

### 3 世帯での合算額が基準額を上回る場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます。

- ❖ 障がい者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額(介護保険の負担額も含む。)の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます(償還払い)。
- ❖ 65歳に達する前の5年間に障害福祉サービスの支給決定を受けていた方で、介護給付費等対象サービスを受けている方のうち、一定の高齢障がい者に対して高額障害福祉サービス等給付費が支給されます。
- ❖ 障がい児が障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス等給付費等が支給されます(償還払い)。
- ❖ 世帯に障がい児が複数いる場合でも、合算した負担額が一人分の負担額と同様になるように軽減します。
  - 平成24年4月1日より補装具に係る利用者負担も合算軽減が図られています。
  - 同一の世帯に障害福祉サービスを利用する障がい者等が複数いる場合、障害福祉サービスと介護保険法に基づく居宅サービス等を併用する障害者等がいる場合等で、利用者負担の合計額が一定の額を超える場合には、高額障害福祉サービス等給付費等を支給され負担が軽減されます。
  - 自立支援医療、療養介護医療、肢体不自由児通所医療及び障害児入所医療に係る利用者負担は、対象になりません。